

交渉情報	NO.17	日本郵便信越支社 経営企画本部総務・人事部
JP労組 信越地方本部	2020年8月12日	添付資料:2枚

時給制契約社員に対する基本賃金等の誤支給について

日本郵便（株）信越支社経営企画本部総務・人事부는、8月12日（水）「時給制契約社員に対する基本賃金等の誤支給」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、2020年6月、村上郵便局において、時給制契約社員からの基本賃金の確認してほしい旨申出があり、同年2月の定期評価の結果が反映してしないことが発覚し、基本賃金、割増賃金及び臨時手当等の誤支給が生じたものです。

詳細については、別紙支社資料を参照してください。

1. 発生局

(1) 発生局及び精算対象者数

村上郵便局郵便部	10名
郵便部（大川谷郵便局）	1名

(2) 精算期間

2020年 4月実績～2020年5月実績

(3) 清算合計金額

追給	399,176円（9名）
返納	7,878円（2名）
※返納者2名は村上郵便局郵便部	

(4) 精算時期

2020年7月月例給与で精算済み

2 再発防止策

- (1) 定期評価結果の時給を非正規社員管理システム登録の際に、システム登録・確認期限を、総務部の予定掲示板に記入し、実施期限1週間前から、ミーティング時に作業の進捗状況を部内で情報共有を図る。
- (2) システム登録時の担当者が、自局作成した定期評価一覧表と登録画面を対査し、一覧表にチェックする。

- (3) 登録後、総務部課長が、定期評価結果一覧表と登録画面を対査し、一覧表にチェックする。
- (4) 定期評価実施後直近の勤務時間報告時、総務部課長と担当者が勤務時間報告書と一覧表を対査確認し、チェックする。

地本では、誤支給の清算後に地本に対して説明があったことに対して遺憾の意を表すとともに、強く申し入れを行いました。支社は今後、このようなことが無いようにしていくとの謝罪がありました。

その上で、今回の件は、再発防止策は時給制契約社員（3001社員）が対象にならないのか、ダブルチェック等を行っていないのか資したところ、3001社員は共通事務集約センターで確認がとれるが、2001社員は自局での入力となることから、再発防止策は2001社員に限定されたもの。ダブルチェックはマニュアル等で明記されていないことから、月1回程度発行する情報紙「ワンポイントレッスン」で周知徹底を行い、今回の件は8月又は9月の情報紙に掲載することを確認しました。

また、新任給与・手当担当者を対象にした研修を9月実施予定としているが、今回の事案等を受け、人事異動等で担当者が変わることが想定されることから、4月以降に行いよう申し入れを行いました。

【労使対応】 単局窓口